



『賃金請求権の消滅時効期間等の延長』

平成29年の民法の一部改正（令和2年4月1日施行）で、短期消滅時効が廃止になり、契約に基づく債権の消滅時効期間は原則5年となりました。それに関連し、賃金債権請求権は特別法の労働基準法により2年とされていましたが、3月27日、参議院で可決され、4月1日より労働基準法が改正されました。

法改正の概要

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等
 - ・賃金請求権の消滅時効について、令和2年4月施行の民法改正と同様に5年に延長
 - ・消滅時効の起算点が客観的起算点（賃金支払日）であることを明確化
 - ※退職手当（5年）、災害補償、年休等（2年）はそのまま
2. 記録の保存期間等の延長
 - ・賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長
 - ・割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長
3. 施行期日、経過措置、検討規定
 - ・施行期日：改正民法の施行の日（令和2年4月1日）
 - ・経過措置：賃金請求権の消滅時効、賃金台帳等の記録の保存期間、割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間は、当分の間は3年。施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用

上記3にあるように、現在は経過措置期間であ

り、令和2年4月以降、未払い賃金は最大で3年前（36ヶ月）までの分まで請求することができるようになりました。施行後5年（60ヶ月）となる令和7年4月1日以降、残業代を含めた未払い賃金の時効は「原則5年間」に統一される可能性があります。

- 事例：①～令和2年3月31日（消滅時効2年）
未払い賃金が月1万円あったとします。
 $1万円 \times 24ヶ月 = 24万円$
- ②令和2年4月1日～（消滅時効3年）
未払い賃金が月1万円あったとします。
 $1万円 \times 36ヶ月 = 36万円$
- ③令和7年4月1日～（消滅時効5年）
未払い賃金が月1万円あったとします。
 $1万円 \times 60ヶ月 = 60万円$

使用者には労働時間を適正に管理し労働時間を把握する義務があります。労働基準法第32条で「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日8時間を超えて、労働をさせてはならない。」と決められています。厳密に言えば8時間を1分でも超えると時間外労働にあたるということになります。もし36協定書を届出していなければ、残業させること自体が違法になります。

退職した職員からいきなり未払い賃金の請求をされることがないように、労働時間の適正な管理と残業手当等の支払いを再度チェックしてみましょう。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 福竹智彦 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索